

大阪弁護士会における 障害者刑事弁護の制度について

2019年3月25日

大阪弁護士会
高齢者障害者総合支援センター運営委員会
副委員長

刑事弁護委員会
司法・福祉連携プロジェクトチーム 座長
弁護士 荒木晋之介

「障害者刑事弁護」の必要性

でたらめな調書が作られる

防御能力が弱い

被誘導性・迎合性

刑務所に入っても意味薄い

支援が受けられていない

障害者刑事弁護

大阪弁護士会の取組み

障害者刑事弁護名簿

在宅高齢者・障害者刑事被疑者
弁護援助事業

大阪モデル

福祉専門職との連携

支援者にお願いしていること

当番弁護士制度の紹介

当番弁護士の要請電話

別添資料

支援者にお願いしていること

環境調整

ケース会議出席

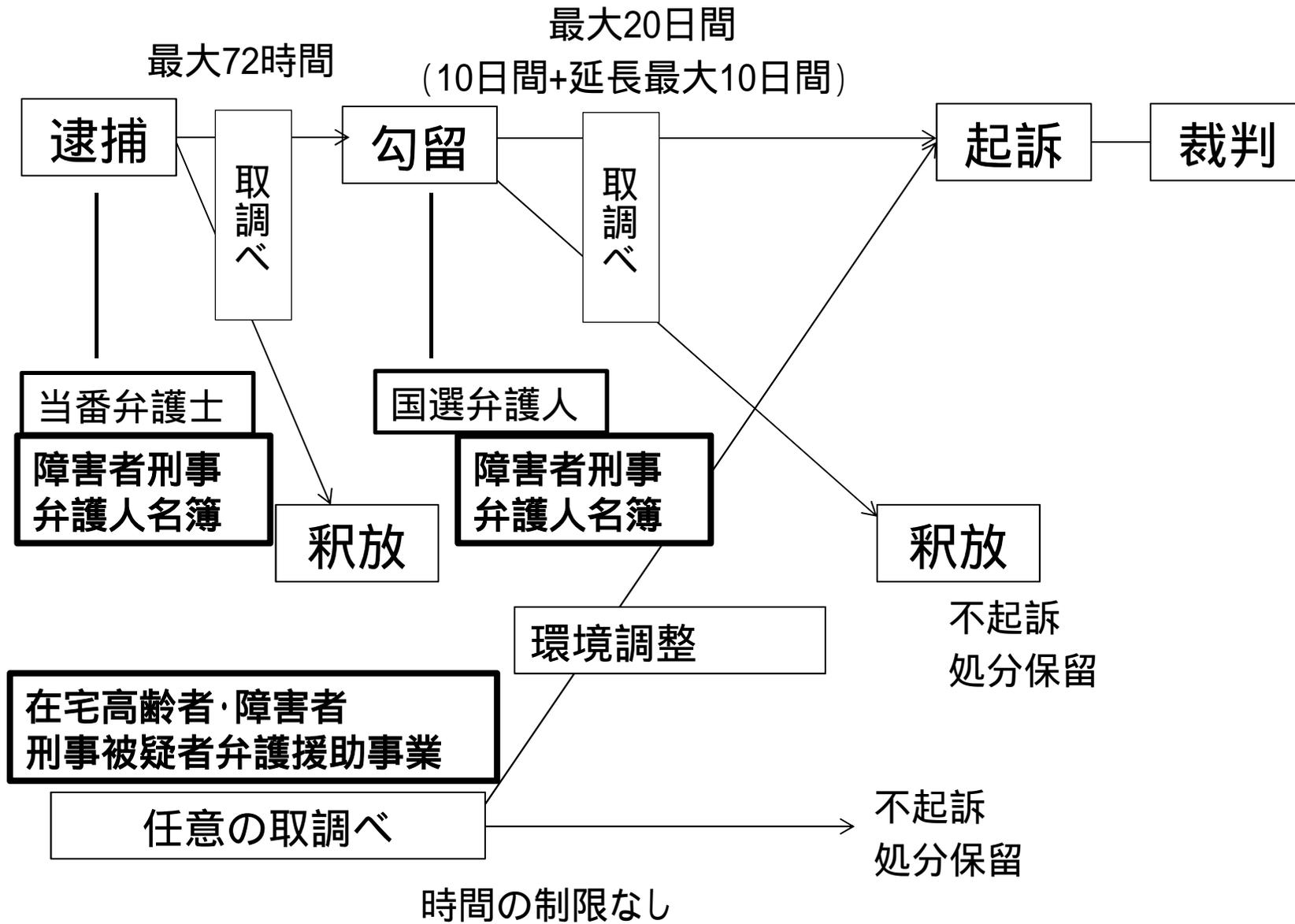
受入先探し

支援計画書作成

証人尋問への協力

障害者刑事弁護

捜査 ~ 裁判(公判)



大阪モデル 福祉専門職と連携

起訴 — 裁判

公判前整理手続

環境調整
ケース会議
受入先探し

冒頭手続 → 証拠調べ → 論告・弁論 → 判決

支援計画書

証人尋問

服役 → 出所

出所後住むところ(帰住先)の調整

決まっていれば:仮釈放も

決まっていないとき:特別調整

成年後見制度

当番弁護士とは・・・

逮捕・勾留された人のために、弁護士が1回だけ無料で面会に駆けつけ、相談にのる制度です。

*引き続きサポートを受けたい人は、当番弁護士に相談してください。

① 支援している方が逮捕されたら、すぐに下記の番号にお電話ください。

大阪弁護士会 総合法律相談センター

06-6363-0080

※留守番電話になっていても、そのままお話しください。



② 受付電話で次の情報（わかる範囲で）をお伝えください。

1. 電話しておられる方のお名前・ご住所・連絡先電話番号・逮捕された方との関係
2. 逮捕された方のお名前・生年月日・年齢・通訳の要否と言語
3. 罪名・逮捕日時・逮捕されている場所
4. **障害があること**
「詳しいことを説明したいので面会前に電話をください」という旨

③ 当番弁護士に、支援している方の障害特性等をお伝えください。

大阪弁護士会は、一般の当番弁護士の名簿とは別に、「障害者刑事弁護」の名簿を作成していますので、障害に詳しい当番弁護士が対応します。

障害特性

コミュニケーションの特徴

心配なこと

など



*逮捕されていない場合にはこちらにお電話ください。

ひまわり電話相談

高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の弁護士がご相談に応じます。

日時： 毎週火・水・金（祝祭日除く）
午後1時～4時

電話番号：06-6364-1251



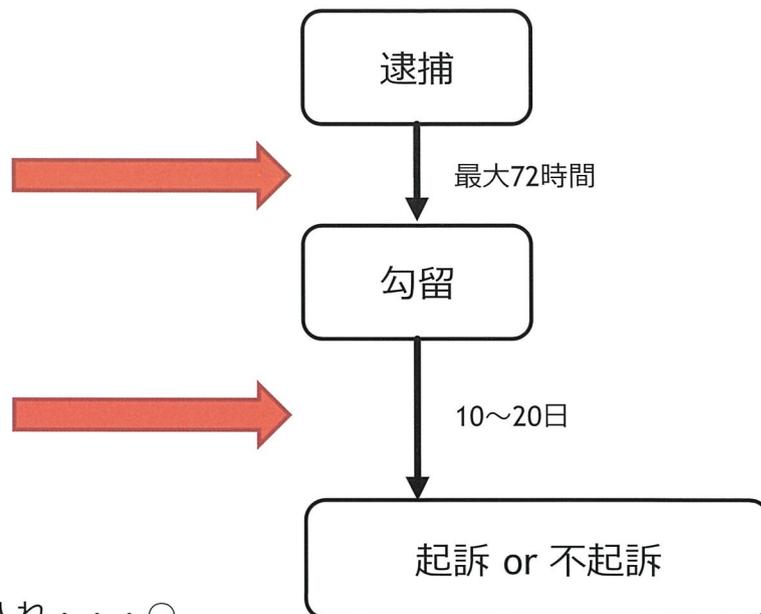
支援対象者が逮捕されたら
当番弁護士を呼んで下さい

面会・差し入れをするには

面会・・・△
※警察に要確認。
差し入れ・・・○

面会・・・○
手紙・・・○
差し入れ・・・○

※ただし、「接見禁止」の場合
面会・・・×/手紙・・・×/差し入れ・・・○



面会・差し入れの受付

- 平日の日中のみ
 - 面会時間は15~20分程度
 - 面会は1日1組（1回3名まで）
 - 差し入れられる物と差し入れられない物がある
- *事前に警察署・拘置所に電話し、「〇〇さんに面会・差し入れしたいのですが」と言って、確認してください。

逮捕・勾留されていない高齢者・障害者の被疑者について、特別に、弁護士会が弁護士費用を援助する制度ができました。

※ご利用には条件があります。詳しくは、ひまわり電話相談（表面）にお問い合わせください。

警察から問い合わせがあったら

- ✓ 逮捕された本人のことについて、警察から電話や文書による問合せ・事情聴取等の協力要請がなされることがありますが、任意のもので、断わることに差し支えありません。
- ✓ 本人の権利を擁護し、プライバシーや秘密を守るべき者としての立場は、逮捕された場合であっても変わることはありません。
- ✓ 本人の権利を擁護する立場は、弁護人も支援者も共通ですので、個人情報について、どこまで提供すべきかについては、弁護人に相談されることをおすすめします。

※ただし、裁判所から「搜索差押令状」が出されている場合は、資料の提供を断わるできません。